

ねんりんピック岐阜2020宿泊・弁当・観光業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

2020年10月31日（土）から11月3日（火・祝）に岐阜県で開催する「第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020）」にて、全国から集まる約1万人の競技出場者（選手・役員）が心身ともに良好な状態で大会に臨むことができるための、安全かつ快適な宿泊環境の確保や栄養バランスの良い食事提供、また、すべての大会来場者に対する岐阜県の様々な魅力の発信などの各種業務の実施に当たり、プロポーザル方式により、本業務を確実に遂行することができる事業者を選定し、その者と協定を締結する。

2 業務の概要

(1) 業務名

ねんりんピック岐阜2020宿泊・弁当・観光業務

(2) 業務内容

「別紙1 業務内容」のとおり

(3) 協定期間

協定締結日から2020年12月28日（月）まで

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザルに参加できる者は、下記①～⑨の要件を全て満たす単独企業、又は全ての構成員が下記①～⑦の要件を満たし、かつ構成員のいずれかが⑧及び⑨の要件を満たす共同企業体とし、後述9による、プロポーザルの参加資格の確認で認められた者に限る。なお、共同企業体は自主結成とし、その代表者は構成員のうち出資比率が最大であることとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ③ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。または同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 本プロポーザルへの参加に関して、他の共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと。
- ⑦ 県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。
- ⑧ 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種旅行業者の登録を行って

いること。

- ⑨同種同規模の全国大会等において、大規模の団体客を同一機会に配宿した実績があること。

4 プロポーザルのスケジュール

項 目	日 程
① 実施要領等の公表・配布	2018年12月7日(金)～2018年12月20日(木)
② 説明会開催	2018年12月17日(月)
③ 実施要領等に係る質問受付	2018年12月18日(火) 17時まで
④ 質問に対する回答	2018年12月20日(木)
⑤ プロポーザル参加申込受付	2018年12月21日(金) 17時まで
⑥ 提案書受付	2019年1月11日(金) 17時まで
⑦ プロポーザル評価会議	2019年1月22日(火) (予定)
⑧ 選定結果の通知・公表	2019年1月下旬

5 実施要領等の配布、各種様式の提出・問合せ先

(1) 配布期間

公告の日から2018年12月20日(木)まで(土・日・祝日を除く)の9時から17時までとする。

(2) 配布場所

ねんりんピック岐阜2020実行委員会(以下「実行委員会」という。)にて配布する。また、岐阜県庁HP「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」(ねんりんピック推進事務局)のページにおいてもダウンロードできる。

【URL】<https://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/sports/sports-koryu/zenkokukennkoufukusisai.html>

(岐阜県庁トップ画面／教育・文化・スポーツ・青少年／スポーツ／スポーツ交流)

(3) 配布場所・各種様式の提出場所の住所、問い合わせ先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁6階
岐阜県清流の国推進部ねんりんピック推進事務局内
ねんりんピック岐阜2020実行委員会
TEL：058-272-1882
FAX：058-278-2633
E-mail：c11175@pref.gifu.lg.jp

6 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会を次により開催する。

(1) 日時

2018年12月17日(月) 13時から(1時間程度)

(2) 場所

岐阜県庁舎7階 北-1会議室
(岐阜県岐阜市藪田南2-1-1)

(3) 説明会への参加を希望する者は、2018年12月13日(木) 17時までに、説明会参加申込書(様式1)をFAX等により提出すること。(提出期限厳守)

(4) 説明会の出席者は、1参加者あたり2名以内とする。

7 プロポーザル実施要領に関する質疑及び回答

(1) 提出方法

質疑については、質問書(様式4)に、必要事項を記入の上、FAX又はEメール

ルにより送信すること。なお、送信後は、実行委員会あて必ず受信確認の電話をすること。ただし、説明会会場においては、口頭での質問も受け付ける。

(2) 質疑受付期間

2018年12月7日（金）から2018年12月18日（火）17時まで

(3) 提出先

5の(3)に同じ

(4) 質疑の回答

質問に対する回答は、随時前述のホームページにて公開する。

8 プロポーザル参加申込書類の提出

(1) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を実行委員会に提出し、受理されなければならない。期限までに提出がない場合又は書類に不備がある場合は受理しない。

ア ねんりんピック岐阜2020宿泊・弁当・観光業務プロポーザル参加申込書（様式2）

イ 参加申込書附属書類（様式3）

ウ 共同企業体構成員届出書（様式5）【共同企業体の場合】

エ 共同企業体協定書（様式6）【共同企業体の場合】

オ 共同企業体委任状（様式7）【共同企業体の場合】

(2) 提出方法

持参又は配達が確実な方法（書留等）

(3) 提出期限

2018年12月21日（金）17時必着

(4) 提出先

5の(3)に同じ

9 プロポーザル参加資格の確認

参加申込書類により、参加資格の確認を行い、プロポーザルの参加者を決定する。なお、参加資格の確認結果及びプロポーザル評価会議の日時・会場については、2018年12月28日（金）までに文書により通知する。

10 企画提案書の作成・提出

プロポーザルへの参加通知を受け取ったものは、別途定める「ねんりんピック岐阜2020宿泊・弁当・観光業務企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成し、次により提出すること。

(1) 提出方法

持参又は配達が確実な方法（書留等）

(2) 提出期限

2019年1月11日（金）17時必着

（ただし、持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の9時から17時までとする。）

(3) 提出先

5の(3)に同じ

(4) 提出部数

正本1部 副本12部

(5) その他

ア 受理（提出）された提案書は、一切その修正を認めない。

イ 次に掲げる事項に該当するものは失格とし、評価の対象としない。

- ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④募集要項に違反すると認められる場合
 - ⑤その他実行委員会があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ⑥評価会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ⑦他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
 - ⑧事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ⑨その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- ウ 著作権・特許権等について

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

11 プロポーザル評価会議（プレゼンテーション）

別途定める「ねんりんピック岐阜2020宿泊・弁当・観光業務プロポーザル審査要領」に基づき、下記のとおり企画提案書によるプレゼンテーション審査を行う。

なお、説明で使用する資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとし、プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

- (1) 日時
2019年1月22日（火）予定（開始時間は、参加者に別途連絡する。）
- (2) 場所
岐阜県庁内を予定（会場は、参加者に別途連絡する。）
- (3) 説明時間
1 提案者あたり35分以内（説明20分以内、質疑応答15分以内）
- (4) 説明者
1 提案者あたり4名以内（補助者を含む。）

12 選定結果の通知及び公表

選定結果は、参加者全員に文書にて通知するとともに、以下の内容について、5(2)のホームページで1年間公表する。なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

【公表内容】

- ア 最優秀提案者（協定締結交渉の相手方）の名称及び順位点、評価点
- イ 全提案者の名称（申込順）
- ウ 全提案者の評価点（順位点順）
※応募者が2者の場合は、公表しない。
- エ 最優秀提案者の選定理由
- オ 評価委員の氏名
- カ その他
最優秀提案者と協定締結交渉の相手方が異なる場合、その理由

13 提案書等の取り扱い

- (1) 提出された提案書の返却はしない。
- (2) 提案書は、評価・選定等必要な範囲において、複製することがある。
- (3) 最優秀提案書の著作権は、実行委員会に帰属する。
- (4) 実行委員会は、最優秀提案書を本業務の原案とするが、最優秀提案書提出者と協議の上、その一部を変更することがある。

14 プロポーザルにかかる経費

プロポーザルの参加に要するすべての経費は参加者の負担とする。

15 その他

- (1) プロポーザルにおいて知り得た秘密は、他には漏らしてはならない。
- (2) プロポーザルに参加しようとする者が1者であっても、プロポーザルは実施する。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとする。
- (5) 参加者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- (6) 提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を実行委員会に持参又は郵送により申し出ること。

16 協定の締結

- (1) 協定の相手方
評価会議が選定した最優秀提案者とねんりんピック岐阜2020宿泊・弁当・観光業務委託協定を締結する。
- (2) 金額
本業務の遂行に係る経費について、本実行委員会は受託者に対し一切負担しない。
- (3) その他
ア 選定した最優秀提案者と実行委員会との間で行う協定締結の内容について、協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点の合計が次に低い提案者と協議を行う。
イ 最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から、本協定締結までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と協定を締結しないものとする。また、協定後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、協定を解除する。

17 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、実行委員会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護
受託者が本業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様である。

18 業務の継続が困難となった場合の措置について

実行委員会と受託者との協定期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会は協定の取消しができる。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できる。なお、委託期間終了若しくは協定の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならない。

業 務 内 容

項 目	No	具体的業務内容
宿泊業務	1	宿泊施設の確保 ※宿泊施設の確保は2020年10月30日(金)～11月3日(火・祝)の5日間分についてとする
	2	指定宿泊施設の企画提案(料金区分設定、宿泊施設選定等)
	3	配宿(選手団、招待者、視察員等)
	4	宿泊に伴う食事の提供対応(献立、提供時間、提供場所の調整等)の企画提案、実施 ※原則、1泊に対して朝食と夕食の2食付きとする
	5	おもてなし対応(宿泊施設の歓迎装飾等)の企画提案、実施
	6	宿泊施設の調査(各種法令順守状況、保険加入状況等)
	7	指定宿泊施設への指導、調整等(準備説明会、安全講習会等の企画提案、実施等)
	8	手荷物輸送サービスの企画提案、実施(サービスの案内や申込作業を含む)
弁当業務	1	弁当調製業者の選定、確保 ※弁当の調製は2020年10月31日(土)～11月3日(火・祝)の4日間分についての昼食用とする
	2	手配・配布・管理・回収(企画提案、トラブル対応、実施含む)
	3	献立内容の企画提案 容器等のデザインの企画提案
	4	調製業者への安全指導、調整等(衛生講習会等の企画提案、実施等)
観光業務	1	観光コース等(料金含む)の企画提案、ツアーの実施
	2	大会及び観光に関するPR(全国及び県内)の企画提案、実施
	3	土産品等の販売促進の企画提案、実施
全体事項	1	業務遂行体制の確保(人員の確保等)
	2	事務処理方法の企画提案、実行
		利用者管理システム運用(企画、制作等含む※既存のシステム活用可)
		利用者への案内の企画提案、実施(ガイド等の制作含む)
		利用申込の受付
		申込金・取消料等の企画提案、決定
		料金徴収・精算対応
	3	各種問合せ・クレーム対応
		荒天時等トラブル対応方法の企画提案、実施
	4	申込者等の各種データ管理(共有体制の確保、漏洩対策等)
	5	各業務スケジュールの企画提案、実行
6	和歌山大会視察	
輸送業務との連携	1	輸送業務受託業者との連携 (輸送業務については、2019年度以降に別途発注予定)

【留意事項】

- 1 本業務の遂行に係る経費について、本実行委員会は受託者に対し一切負担しない。
- 2 料金の設定(食事含む宿泊料、昼食弁当代金、観光ツアー料金等)について、通常価格を逸脱せず、先催県の状況等を参考に、本実行委員会と十分協議した上で決定するものとする。
- 3 本業務内容において、各種調整作業は、業務遂行のために当然含まれることとする。
- 4 本業務内容の詳細(分担や時期等含む)は、本協定締結後に協議の上で決定することとし、業務の遂行についても、十分な協議と協力の上で進めることとする。また、今後新たに発生した必要業務については、本実行委員会と十分協議した上で、業務分担を適宜決定するものとする。